

北海道農政事務所消費・安全部長 殿  
各地方農政局消費・安全部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの再徹底について

クロルピクリンを含有する農薬（以下「クロルピクリン剤」という。）については、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 8 条で被覆を要する農薬として規定されており、その適正な取扱いについて、これまでも「被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について」（令和 2 年 3 月 11 日付け元消安第 5645 号農林水産省消費・安全局長通知）や毎年実施している農薬危害防止運動等により、都道府県等を通じた指導をお願いしているところである。

このようにクロルピクリン剤の適正な取扱いの徹底が求められている中、今年度においても、農薬使用者が、被覆を実施せずに、住宅地や学校に隣接するほ場においてクロルピクリン剤を使用した事案が発生している。

ついては、類似事案の再発を防止するため、農薬使用者に対し、下記の事項について改めて周知・指導を徹底するよう、貴局管下都道府県に対し指導をお願いする。

記

- 1 クロルピクリン剤は、刺激性があり、正しく使用しないと揮散して、周辺住民等や農薬使用者に被害を及ぼすことがあること。
- 2 クロルピクリン剤を使用する場合は、揮散を防ぐため、処理後直ちに被覆を実施すること。
- 3 住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設周辺においては、クロルピクリン剤の使用以外の方法により防除できないか検討すること。

やむを得ず、クロルピクリン剤を使用する場合は、周辺住民等に健康被害が生じないよう、被覆資材として、厚めのもの（0.03 mm 以上）や難透過性のものを使用するとともに、周辺住民等への説明や事前周知等による被害防止対策を講ずること。